

## 交通ルールを守り、自分の命を守る行動を 市内で交通死亡事故が 多発しています



☎交通対策課 922-1641 ☎922-1030

昨年の交通死亡事故発生件数が2件だったのに対し、今年はすでに5件発生し、尊い命が失われる大変深刻な状況となっています。交通事故は生活を一変させ、場合によっては被害者や加害者の家族の人生まで変えてしまいます。一人ひとりが交通ルールを守り、自分の命を守る行動をとることが何よりも重要です。

### ⚠️ 交通事故に遭わない、起こさない ⚠️

#### 【市内交通事故の特徴】

- 発生時間帯：午前6時～10時、午後4時～8時の通勤時間帯
- 主な原因：安全不確認、前方不注意
- 年齢：40代が最も多く、次いで50代、65歳以上

#### 【自転車を利用する皆さんへ】

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

#### 【歩行者の皆さんへ】

- ・横断歩道では左右の確認・手を挙げるなど横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・夜間は反射材や明るい色の服を身に付けましょう。

## 市営住宅入居者募集

☎資産活用課 922-1798 ☎924-3739

申請は原則「郵送」で



■対象者 世帯全員の収入総額が月額15万8000円以下で、①～⑧の要件を満たす世帯。

- ①現に同居し、または同居しようとする親族がいる【2人以上の世帯向け住戸希望者のみ】
- ②高年者、障がい者、離職退去者の単身世帯【単身世帯向け住戸希望者のみ】
- ③現に住宅に困窮していることが明らか
- ④市内に1年以上住所を有している
- ⑤市税等を滞納していない
- ⑥住民基本台帳に記録され、在留資格が永住者【外国人のみ】
- ⑦暴力団員でない
- ⑧収入要件・入居者資格要件を満たす

☎7月1日(木)～21日(水) (消印有効) に資産活用課へ。申請者及び入居しようとする親族の個人番号(マイナンバー)が必要です。詳細は7月1日(木)から資産活用課、市役所総合案内、サービスセンターで配布する募集案内(市ホームページからも入手可)を確認を。

## 子ども・子育て会議委員

☎子育て支援課 922-3492 ☎922-3274

✉sienka@city.soka.saitama.jp

委員募集

子ども・子育て支援新制度や次世代育成支援対策等について意見を述べ、検討する市民委員を募集します。

■対象 市内在住の20歳以上(8月19日現在)で、市の他の審議会等の委員になっていない人

■募集人数 男女各1人

■任期 8月19日～令和5年8月18日

■報酬 会議1回につき7000円

■公開抽選 7月27日(火)午後2時から市役所第二庁舎小会議室で  
☎7月16日(金)までに市役所情報コーナー、サービスセンターほかで配布する応募用紙(市販のA4用紙でも可)に審議会の名称・氏名(ふりがな)・住所・性別・生年月日・年齢・電話番号(あればファクス番号)・公開抽選日の出欠・現在の職業・主な職歴・地域活動等の経験・小論文「草加市子どもプランの理念『子どもも親もいきいき 子どもにやさしく安心して子育てできるまち そうか』を実現するための草加市と家庭と地域の役割について」(600～800字)を記入し〒340-8550子育て支援課へ(ファクス、メールでも可)。

## 住居表示区域内での 新築・建て替え時には、 住居表示の届け出を

☎建築安全課 922-1949 ☎922-3148

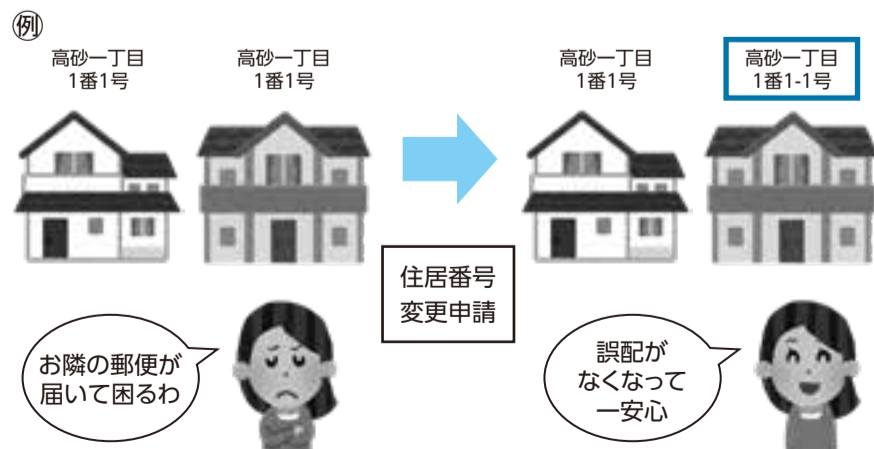
### ■住居表示区域内※で建物を新築・改築した場合

条例の規定により住居表示のために届け出が必要です。届け出後、住居表示の付定通知書と住居番号表示板を交付します。

※長栄・新栄・清門以外の〇丁目と表示されている区域

### ■近隣宅と同じ住所で困ったことはありませんか？

近隣宅と同じ住所(住居番号)の場合、住居番号変更申請を行うことで、枝番号を使用した住居番号に変更でき、郵便物や宅配物の誤配等が解消されます。なお、変更に伴う登記等の諸費用は個人負担となります。



## はじめてみよう！一人ひとりができる景観づくり 「草加市景観計画 2020-2035」 の冊子が完成

☎都市計画課 922-1790 ☎922-3145

草加らしい魅力あるまちづくりを推進していくため、平成20年に策定された「草加市景観計画」を改定しました。

改定に当たっては、第四次草加市総合振興計画の策定、草加市都市計画マスタープランの改定、社会環境・価値観の変化、市民ワークショップや事業者アンケートなどを参考に改定しました。

### ■改定のポイント

- ・市内10のコミュニティブロックごとの景観の特徴や景観づくりの方針を設定
- ・草加松原を生かした「にぎわい交流エリア」の景観づくりの方針を設定
- ・まちづくりが進んでいる地区を景観重点地区として位置付け
- ・1人で始められる身近な景観づくりの視点やアイデアを掲載

### ■ぜひ手にとってみてください

冊子は、市ホームページ、市内各公共施設で閲覧できるほか、都市計画課、市役所情報コーナー、中央図書館で販売しています(1部500円)。また、身近なことから始められる景観づくりのアイデアなどをまとめた「草加市景観づくりの手引き」を、都市計画課、市役所情報コーナー、コミセンほかで配布しています。

